

改正案

防災製品認定規程

制定 平成21年10月1日 規程第1号
最終改正 平成26年12月25日 規程第1号

第1条～第2条（略）

（防災製品の種類）

第3条 防災製品の種類は、次のとおりとする。

（1）寝具類～（24）災害用間仕切り等（略）

（25）作業服

ア 織地（ボトム・ジャケット仕様及びシャツ地上衣仕様）

イ ニット地

第4条（略）

（防災製品認定申請等）

第5条 防災製品の認定に係る申請等は、次による。

（1）認定申請に係る製品等を構成する素材等は、防災製品の認定申請を行うにあたって、あらかじめ、第10条の規定に基づき設置される防災製品認定委員会から当該申請に適応する毒性審査コードが付与され、かつ、理事長が別に定める性能試験に係るものを除き協会が行う性能試験を受けたものでなければならない。ただし、「防災製品毒性審査基準」1(3)に定める5群に該当する防災製品の高分子素材として用いようとするものにあつては、毒性審査コードの付与は要さない。

（2）前号に規定する毒性審査コードの付与を受けようとする者は、別に定める「防災製品毒性審査申請規程」により、協会に申請を行うものとする。

（3）防災製品の認定を受けようとする者は、別記様式第1の防災製品認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。なお、ウの防災製品性能試験結果通知書については、通知日から3年以内のものに限る。

ア 製品等の説明書（別記様式第2から第2-12まで）

イ 防災薬剤成分表（別記様式第3）

ウ 防災製品性能試験結果通知書の写し（防災製品性能試験規程の別記様式第2から第2-11まで）

エ 品質管理の説明書

（4）～（8）（略）

第6条～第16条（略）

（補 則）

第17条 協会は、海外で生産された製品の申請についても、この規程によって認定等を行うものとする。

2 協会は、海外に所在する製品等の性能試験機関又は毒性試験機関が実施した試験結果が提出された場合、当該試験機関及びその試験結果が適当であると認めるときは、当該試験結果を審査の対象とするものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

現 行

防災製品認定規程

制定 平成21年10月1日 規程第1号
最終改正 平成25年8月20日 規程第1号

第1条～第2条（略）

（防災製品の種類）

第3条 防災製品の種類は、次のとおりとする。

（1）寝具類～（24）災害用間仕切り等（略）

（25）作業服

第4条（略）

（防災製品認定申請等）

第5条 防災製品の認定に係る申請等は、次による。

（1）認定申請に係る製品等を構成する素材等は、防災製品の認定申請を行うにあたって、あらかじめ、第10条の規定に基づき設置される防災製品認定委員会から当該申請に適応する毒性審査コードが付与され、かつ、理事長が別に定める性能試験に係るものを除き協会が行う性能試験を受けたものでなければならない。ただし、「防災製品毒性審査基準」1(3)に定める5群に該当する防災製品の高分子素材として用いようとするものにあつては、毒性審査コードの付与は要さない。

（2）前号に規定する毒性審査コードの付与を受けようとする者は、別に定める「防災製品毒性審査申請規程」により、協会に申請を行うものとする。

（3）防災製品の認定を受けようとする者は、別記様式第1の防災製品認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。なお、ウの防災製品性能試験結果通知書については、通知日から3年以内のものに限る。

ア 製品等の説明書（別記様式第2から第2-12まで）

イ 防災薬剤分析表（別記様式第3及び第3-2）

ウ 防災製品性能試験結果通知書の写し（防災製品性能試験規程の別記様式第2から第2-11まで）

エ 品質管理の説明書

（4）～（8）（略）

第6条～第16条（略）

（補 則）

第17条 協会は、海外に所在する事業所の事業者からの申請についても、この規程によって認定等を行うものとする。

2 協会は、海外に所在する製品等の性能試験機関又は毒性試験機関が実施した試験結果が提出された場合、当該試験機関及びその試験結果が適当であると認めるときは、当該試験結果を審査の対象とするものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

改正案	現行
<p>2 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が認定した防災製品については、当該防災製品の有効期間満了の日までの間に限り、なお従前の効力を有するものとする。</p> <p>3 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が単純縫製事業者に対して行った認定その他の処分は、それぞれこの規程の相当規定に基づいて行われた処分とみなす。</p> <p>4 この規程の施行の際、「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」第5条に定める特定団体が単純縫製事業者に対して行った認定及び番号の付与は、それぞれこの規程の相当規定に基づき協会により行われたものとみなす。</p> <p>附則 この規程は、平成22年4月12日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際、改正前の防災製品認定規程第3条第18号の祭壇マットとして認定を受けているものについては、改正後の防災製品認定規程第3条第18号のマット類として認定を受けたものとみなす。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の詰物類についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該詰物類の認定又は認定更新の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 防災製品性能基準の一部を改正する基準（平成23年度防災製品認定委員会基準第1号）」の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の側地類（敷布及びふとんカバーに限る。以下「敷布等」という。）についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該敷布等の認定又は認定更新の有効期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成24年7月5日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成27年2月1日から施行する。</p>	<p>2 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が認定した防災製品については、当該防災製品の有効期間満了の日までの間に限り、なお従前の効力を有するものとする。</p> <p>3 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が単純縫製事業者に対して行った認定その他の処分は、それぞれこの規程の相当規定に基づいて行われた処分とみなす。</p> <p>4 この規程の施行の際、「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」第5条に定める特定団体が単純縫製事業者に対して行った認定及び番号の付与は、それぞれこの規程の相当規定に基づき協会により行われたものとみなす。</p> <p>附則 この規程は、平成22年4月12日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際、改正前の防災製品認定規程第3条第18号の祭壇マットとして認定を受けているものについては、改正後の防災製品認定規程第3条第18号のマット類として認定を受けたものとみなす。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の詰物類についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該詰物類の認定又は認定更新の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 防災製品性能基準の一部を改正する基準（平成23年度防災製品認定委員会基準第1号）」の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の側地類（敷布及びふとんカバーに限る。以下「敷布等」という。）についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該敷布等の認定又は認定更新の有効期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成24年7月5日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成25年9月1日から施行する。</p>

防災製品認定規程の申請様式類

改正案

現行

別記様式第1

防災製品認定申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

- *「素材・混用率」、「防災薬剤」欄は製品等の説明書に記載されているため、不要とした。
- *「主たる製造工場。」欄複数記入可能とした。
- *認定後記入欄(認定日・製品番号)を追加した。
- *「手数料納入方法」は、銀行振込以外に希に現金のケースがあり、その他()ではなく物品関係の様式同様「現金」とした。

申請者
〒住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

担当者
〒住所
氏名
TEL
FAX
事業所番号

防災製品認定規程第5条第3号の規定に基づき、次のとおり防災製品として認定を申請します。

防災製品の種類	()
商品名又は銘柄	
洗 たく	<input type="checkbox"/> 水洗い洗たくできない旨の表示をする <input type="checkbox"/> ドライクリーニングできない旨の表示をする
主たる製造工場及び所在地	(1) (2)

同様に以下も改正
・防災製品性能試験依頼書
・防災製品毒性審査申請書
その他の申請書、依頼書全て

手数料納入方法	銀行振込・現金	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号
※ 認定日	年 月 日	※ 製品番号	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 布張家具等側地のうち脱着式またはカバーに用いるものにあつては、「防災製品の種類」欄の()内にその旨を記入すること。
3 毛布、ベッドスプレッド、羽毛、寝具・防災頭巾等用中わた(防災処理加工されたもの)、防災頭巾等(完成品)、衣服類、布張家具等側地であつて、水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、「洗たく」欄の該当する□にレ印を記入すること。
4 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。
5 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第1

防災製品認定申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

申請者
〒住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

担当者
〒住所
氏名
TEL
FAX
事業所番号

防災製品認定規程第5条第3号の規定に基づき、次のとおり防災製品として認定を申請します。

防災製品の種類	()
商品名又は銘柄	
洗 たく	<input type="checkbox"/> 水洗い洗たくできない旨の表示をする <input type="checkbox"/> ドライクリーニングできない旨の表示をする
素材・混用率	
防 災 薬 剤	
主たる製造工場及び所在地	

手数料納入方法	銀行振込・その他()	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 布張家具等側地のうち脱着式またはカバーに用いるものにあつては、「防災製品の種類」欄の()内にその旨を記入すること。
3 毛布、ベッドスプレッド、羽毛、寝具・防災頭巾等用中わた(防災処理加工されたもの)、防災頭巾等(完成品)、衣服類、布張家具等側地であつて、水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、「洗たく」欄の該当する□にレ印を記入すること。
4 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

別記様式第2

別記様式第2

製品等の説明書
(寝具類)

製品等の説明書
(寝具類)

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率 <u>表面加工</u>	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材 料 等	
					毒性審査 コード	製品番号 (試験結果通知番号)
側地類 <u>敷布・カバー類</u>						
ふとん類	側地	表				
		裏				
	詰物					
毛布類						

*「素材・混用率。」欄の表面加工についての記入を促すべく改行し、且つ注記した。
*寝具類の種類として寝具用側地と敷布・カバーを併記した。
*編み物の密度(度目)記入要領を注記した。

区分	素材・混用率・表面加工	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材 料 等	
					毒性審査 コード	製品番号 (試験結果通知番号)
側地類						
ふとん類	側地	表				
		裏				
	詰物					
毛布類						

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	そ の 他	

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	そ の 他	

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 表面に加工している場合は、「素材・混用率・表面加工」欄にその旨を記入すること。
 5 「番手・密度」欄の密度については、編み物の場合ウェール・コースを記入すること。
 6 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-3

製品等の説明書

(防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類)

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率 <u>表面加工</u>	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材料等	
					毒性審査コード	製品番号 <small>(試験結果通知番号)</small>
側地類						
詰物類						
完成品	表側地					
	裏側地					
	詰物					

*「素材・混用率。」欄の表面加工についての記入を促すべく改行し、且つ注記した。

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	その他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
4 表面に加工している場合は、「素材・混用率・表面加工」欄にその旨を記入すること。
 5 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-3

製品等の説明書

(防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類)

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率・表面加工	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材料等	
					毒性審査コード	製品番号 <small>(試験結果通知番号)</small>
側地類						
詰物類						
完成品	表側地					
	裏側地					
	詰物					

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	その他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

改正案

別記様式第2-6

製品等の説明書

（ローパーティションパネル
展示用パネル、祭壇
災害用間仕切り等）

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率 <u>表面加工</u>	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材 料 等	
					毒性審査 コード	製品番号 (試験結果通知番号)
完 成 品	表面A					
	表面B					
	中間					
	厚 さ	表面A : mm 合 計 : mm	表面B : mm	中間 mm		

*「素材・混用率。」欄の表面加工についての記入を促すべく改行し、且つ注記した。

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	そ の 他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 表面Aと表面Bが同じ材料の場合は、表面Aの欄にのみ記入すること。
 5 表面に印刷をしている場合は、「素材・混用率・表面加工」欄に印刷方法・基本色を記入すること。
 6 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

現 行

別記様式第2-6

製品等の説明書

（ローパーティションパネル
展示用パネル、祭壇
災害用間仕切り等）

防災製品の種類	
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率・表面加工	組織	番手・密度	質量 (g/m ²)	材 料 等	
					毒性審査 コード	製品番号 (試験結果通知番号)
完 成 品	表面A					
	表面B					
	中間					
	厚 さ	表面A : mm 合 計 : mm	表面B : mm	中間 mm		

防 炎 加 工	防災加工の有無	
	防災薬剤名 毒性審査コード	
	防災薬剤付着量	
	そ の 他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 表面Aと表面Bが同じ材料の場合は、表面Aの欄にのみ記入すること。
 5 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-7

製品等の説明書

(襖紙・障子紙等)

防火製品の種類	襖紙・障子紙等
商品名又は銘柄	

組 成	質 量 (g/m ²)	材 料 等	
		毒 性 審 査 コ ー ド	製 品 番 号 (試験結果通知書番号)
* 性能試験基準以外の物性項目は認定要件として不要であり、欄を削除した。			

防 炎 加 工	防火加工の有無	
	防火薬剤名 毒性審査コード	
	防火薬剤付着量	
	そ の 他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防火薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-7

製品等の説明書

(襖紙・障子紙等)

防火製品の種類	襖紙・障子紙等
商品名又は銘柄	

組 成	質 量 (g/m ²)	材 料 等	
		毒 性 審 査 コ ー ド	製 品 番 号 (試験結果通知書番号)

防 炎 加 工	防火加工の有無	
	防火薬剤名 毒性審査コード	
	防火薬剤付着量	
	そ の 他	

初 期 物 性	破 裂 強 さ	kPa
	透 気 度	s
	白 色 度	%
	測 定 年 月 日	年 月 日
	測 定 機 関	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防火薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 初期物性は、公的機関の測定によること。
 5 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-8

製品等の説明書
(防護用ネット)

防火製品の種類	防護用ネット
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率	組織	織度	網目の寸法	質量 (g/m ²)	材料等	
						毒性審査コード	製品番号 (試験結果通知番号)
網地					開き目		
					閉じ目		
表面加工							

* 試験に必要な情報である開き目及び閉じ目の質量記入を促すべく追記した。
* 性能試験基準以外の物性項目は認定要件として不要であり、欄を削除した。

防火加工	防火加工の有無	
	防火薬剤名 毒性審査コード	
	防火薬剤付着量	
	その他	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防火薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第2-8

製品等の説明書
(防護用ネット)

防火製品の種類	防護用ネット
商品名又は銘柄	

区分	素材・混用率	組織	織度	網目の寸法	質量 (g/m ²)	材料等	
						毒性審査コード	製品番号 (試験結果通知番号)
網地							
表面加工							

防火加工	防火加工の有無	
	防火薬剤名 毒性審査コード	
	防火薬剤付着量	
	その他	

初期物性	網糸引張強さ	N
	ロープの引張強さ	kN
	耐貫通性	
	測定年月日	年 月 日
	測定機関	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防火薬剤付着量については、材料等に製品番号が付与されている場合には、省略することができる。
 3 「材料等」欄は、毒性審査コード、製品番号が付与されている場合又は試験結果が通知されている場合に記入すること。
 4 初期物性は、公的機関の測定によること。
 5 説明欄が不足する場合は、別紙に追加記入すること。

別記様式第3

消炎薬剤 成分表

<u>消炎薬剤の商品名</u>	
-----------------	--

区分	化学名	毒性審査コード	<u>組成</u> (%)	化学式、構造式、CAS No. 等
主成分				
その他の成分				
備考				

* 分析は実態にそぐわないので物品、製品の品管試験同様、書類表題を成分表に改正統一した。
 * 分析を成分と改正することにより関連箇所を変更・削除した。
 * 誤解が甚だしい「商品名又は銘柄」欄を「消炎薬剤の商品名」とした。

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3

消炎薬剤 分析表

(襖紙・障子紙等を除く)

<u>商品名又は銘柄</u>	
----------------	--

区分	化学名	毒性審査コード	<u>分析値</u> (%)	化学式、構造式、CAS No. 等
主成分				
不純物				

<u>分析年月日</u>	年 月 日
<u>分析機関</u>	

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3

消炎薬剤 成分表

<u>消炎薬剤の商品名</u>	
-----------------	--

区分	化学名	毒性審査コード	<u>組成</u> (%)	化学式、構造式、CAS No. 等
主成分				
その他の成分				
備考				

* 唯一別様式としていた“襖紙・障子紙等”用の様式を廃止し、消炎製品共通とした。

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3-2

消炎薬剤 分析表

(襖紙・障子紙等)

<u>商品名又は銘柄</u>	
----------------	--

区分	化学名	毒性審査コード	<u>分析値</u> (%)	化学式、構造式、CAS No. 等
主成分				
不純物				

<u>分析年月日</u>	年 月 日
<u>分析機関</u>	

消炎薬剤塗布評価

<u>紙素材</u>		
<u>重量</u>	g/m ²	
<u>消炎薬剤付着量</u>		
<u>40時間カーボンアーク照射後の 破裂強さ</u>	照射前	
	照射後	

<u>測定年月日</u>	年 月 日
<u>測定機関</u>	

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9

単純縫製事業者認定申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

* 認定規程で規定する防災製品認定品使用の必要性を間接的表現で注記した(防災物品材料記載が時々ある)。
 * 認定後記入欄(認定日・事業所番号)を追加した。
 * *「手数料納入方法」は、銀行振込以外に希に現金のケースがあり、その他()ではなく物品関係の様式同様「現金」とした。

申請者
〒住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

④
担当者
〒住所
氏名
TEL
FAX

防災製品認定規程第8条第1号の規定に基づき、次の要件により単純縫製事業者として認定を申請します。

防 災 製 品 の 種 類	
材 料 の 製 品 番 号	
主たる縫製工場及び所在地	

手数料納入方法	銀行振込・現金	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号
※ 認定日	年 月 日	※ 事業所番号	

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 防災物品の材料は単純縫製で使用することはできない。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第9

単純縫製事業者認定申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

申請者
〒住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

④
担当者
〒住所
氏名
TEL
FAX

防災製品認定規程第8条第1号の規定に基づき、次の要件により単純縫製事業者として認定を申請します。

防 災 製 品 の 種 類	
材 料 の 製 品 番 号	
主たる縫製工場及び所在地	

手数料納入方法	銀行振込・その他()	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。